

議案第 8 号

君津市住居表示審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

君津市住居表示審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市住居表示審議会の構成員から市議会議員を除くため、君津市住居表示審議会設置条例（昭和 51 年君津市条例第 34 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市住居表示審議会設置条例の一部を改正する条例

君津市住居表示審議会設置条例（昭和 5 1 年君津市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項中「前条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」を「前条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、同条第 2 項中「前条第 2 項第 4 号及び第 5 号」を「前条第 2 項第 3 号及び第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 9 月 2 8 日から施行する。

君津市住居表示審議会設置条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>前条第2項第1号及び第2号</u>に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>前条第2項第3号及び第4号</u>に規定する委員の任期は、当該住居表示実施の日までとする。</p> | <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>市議会議員</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>前条第2項第1号から第3号まで</u>に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>前条第2項第4号及び第5号</u>に規定する委員の任期は、当該住居表示実施の日までとする。</p> |